

<報道発表資料>

.....

平成22年9月10日

都市計画

第214回埼玉県都市計画審議会を開催します 富士見都市計画区域区分の変更についてなど3議案を審議します

埼玉県は、第214回の埼玉県都市計画審議会を開催します。実施概要は次のとおりです。

実施概要

- と き 平成22年9月17日（金） 午後2時から
- と ころ さいたま市浦和区常盤4-11-8
知事公館 1階 大会議室
電話 048-831-6046
- 議 題 別記のとおり
(議第4926号から4928号の3議案)
- 傍聴の可否 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条各号に該当するため、埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おき下さい。
- 傍聴定員 10名
- 受付方法 傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までに傍聴受付(知事公館中2階 応接室)へお越し下さい。
なお、傍聴希望者が定員を超えている場合は開会の30分前の時点において抽選を行います。

(参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。この法律の理念は、私たちの住む埼玉という県土において、健全な県民の生活と生産活動を確保しつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られることとされています。

本審議会では、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。

- 問い合わせ先 埼玉県都市整備部 都市計画課 総務担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
Tel 048-830-5335 (直通)

第 2 1 4 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案番号	議 案 名	市町村	決定権者
4 9 2 6	富士見都市計画区域区分の変更について	富士見市	県
4 9 2 7	越谷都市計画用途地域の変更について	吉川市	県
4 9 2 8	東松山都市計画道路の変更について	滑川町	県

別記

【議案名】

議第 4 9 2 6 号 富士見都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

諏訪地区、水子地区は、地区計画を策定し、良好な市街地形成が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

1 市街化区域編入

諏訪地区 約 5 h a

水子地区 約 9 5 h a

[意見書の有無]

有：2通／2名

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 0 4 8 - 8 3 0 - 5 3 4 1

【議案名】

議第 4 9 2 7 号 越谷都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

武蔵野操車場跡地地区は土地区画整理事業により公共施設の整備がなされ、新た

な土地利用が開始されようとしていることから、平成20年7月22日に定めた暫定の用途地域を見直し、用途地域を変更するものです。

変更前：第一種低層住居専用地域	(80 / 50) 10m	約30.0ha
変更後：第一種中高層住居専用地域	(150 / 60)	約 4.8ha
第一種住居地域	(200 / 60)	約11.4ha
近隣商業地域	(200 / 60)	約 7.8ha
近隣商業地域	(300 / 80)	約 6.0ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4928号 東松山都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

滑川町の土地利用計画及び交通体系等を検討した結果、3・4・36号月輪通線の一部区間及び3・4・37号大堀通線の全路線を廃止するものです。

また、今回の変更に伴い、3・4・36号月輪通線の車線数を2と決定するものです。

3・4・36号 月輪通線

- ・都市計画道路の延長を約1,430mから約610mに変更する。
- ・車線数を2車線に決定する。

3・4・37号 大堀通線

- ・全線を廃止する。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343